

○ 社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団 役員の報酬等に関する基準

(令和元年10月21日)

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人奈良県社会福祉事業団(以下「事業団」という)の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、事業団の理事又は監事の職にある者をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬等であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等事業団旅費規程に定める旅費であって報酬とは明確に区分される。

(報酬等の支給区分)

第3条 事業団は、役員の職務遂行の対価として次の各号のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 理事は、費用
- (2) 監事は、報酬及び費用

(監事の報酬等)

第4条 監事の職にある者のうち、財務管理について識見を有する者(社会福祉法第44条第5項第2号に定める者)にあつては、財務等状況の定期実地検査等を行うことを目的に事業団に出勤した日並びに理事会及び評議員会に出席した日等を単位として、報酬を支給する。

2 前項に定める報酬日額は7,000円とし、当該額に暦月毎に現に事業団に出勤し、又は、理事会及び評議員会に出席した日等の日数を乗じて得た額を、翌月21日に当該監事が指定する銀行口座への振込により支払う。

(費用弁償)

第5条 役員が職務遂行のために旅行した場合に支給する交通費等費用の額は、事業団旅費規程に準じて算定した額とする。

(公表)

第6条 この基準は社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表する。

(改正)

第7条 この基準の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

1 この基準は令和元年10月21日から施行する。